

岡 西 福 第 2 4 2 号
令 和 8 年 8 月 7 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和8年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、
地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和８年４月実施分）

南区西福祉事務所

指摘事項

○ 収入事務について

令和８年２月２８日現在、滞納繰越分の収入未済額が、返納金において３，２７６万円余（収納率１６．２％）認められました。

今後とも、債権管理条例、生活保護債権等事務処理要綱、生活保護法による返還金等に係る事務処理基準等に基づき債権管理を徹底し、この解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

１ 生活保護受給中の債務者への対応について

返納金は原則一括納付としていますが、資力がなく一括納付が困難なものには分割納付を促しており、単年度での収納率を下げる一因となっています。しかし、分割納付誓約書の提出による時効の延長効果、対応可能なものについては天引き納付による確実な収納を見込むため今後も取り組んでまいります。

また、新たな債権の発生を抑える手段として、担当ケースワーカーは生活保護受給者に対し、収入申告の期限内提出及び虚偽のない申告の遵守について、厳重な指導を行い、未然の防止に努めます。

福祉振興係の経理担当者は、毎月、返納金の対象者一覧及び収納状況リストを、所長・査察指導員・担当ケースワーカーに供覧することで情報共有を図ってきており、その取組により更に分割納付件数を増加させ、納付指導の一層の強化を図ってまいります。

２ 生活保護を廃止の債務者への対応について

担当ケースワーカーは、返納金があり、生活保護を廃止する者に対し、返納金の返還義務について、確実かつ強力に納付指導を行います。

生活保護廃止後相当の期間が経過した者も低所得者が多く返済能力が乏しいため未収金回収に苦慮していますが、適宜催告書を送付しています。

また、居所不明者については戸籍附票等で住所を確認していますが、催告書が不達の場合には最新の戸籍附票などで住所確認を実施するなど適宜調査を行っています。

また、返納金があり、市内の他福祉事務所管内に移管したケースについては、納付が滞らないよう移管先の担当ケースワーカー及び経理担当者と十分な連携を図り、更なる納付指導に取り組めます。

3 今後の債権管理について

福祉振興係の経理担当者は、早急に納付書の作成および送付、債権管理簿の作成を行い、生活保護債権等事務処理要綱等に定められた督促・催告等、債権管理上行うべき事務を適正に実施し、催告の回数を増加することにより、収納率向上に努めます。

また、返納金があり、生活保護を廃止した者が、再度、生活保護を受給していないかを定期的に調査を行い、納付指導の強化を図っていきます。

4 生活保護・自立支援課との連携について

収入事務について、生活保護・自立支援課では、「生活保護債権等事務処理要綱」及び「生活保護法による返還金等に係る事務処理基準」を所管し、これらに基づき、福祉事務所での収入事務等の取扱いが統一的に行われるよう、連携を図っています。

また、年一回の生活保護法施行事務監査や、年度末に開催する生活保護債権等処遇検討委員会の場を活用し、市内全福祉事務所での債権の未然防止を含めた適正な債権管理が一層進むよう、生活保護・自立支援課と共に取り組んでいます。

5 その他

債権管理については、福祉振興係と生活福祉係及び他福祉事務所との連携を進めることにより、債務者に適切な納付指導を行うことができ、未収金解消に一定の効果が得られていますが、債権額が大きい債務者の未収金解消には時間がかかるため収納率を下げる一因となっています。これらの現状も踏まえ、生活保護・自立支援課と連携しながら今後とも債権管理を徹底し、未収金解消及び不納欠損の回避により一層努めてまいります。

なお、令和7年度においては債権を一人で何件も抱えるものに関しての収納が得られたため例年と比べ収納率も高くなっており、令和8年3月31日現在の返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収納率は、16.5%となりました。監査資料を作成した令和8年2月28日現在の16.2%と比較して0.3%上昇しており、未収金の回収努力があらわれたものと考えております。引き続き納付義務者に丁寧な説明を行い、早期解消に努めてまいります。

参考＜令和8年3月31日現在＞

返納金（滞納繰越分）（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	39,107,831	6,441,248	180,850	32,485,733	16.5

（内訳１）生活保護法第63条適用

①生活保護法第63条の規定に基づく返還金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	10,435,726	2,526,901	117,180	7,791,645	24.2

②生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	1,167,090	196,208	0	970,882	16.8

（内訳２）生活保護法第78条の規定に基づく徴収金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	26,787,163	3,675,619	0	23,111,544	13.7

（内訳３）返還金及び徴収金以外の返納金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	717,852	42,520	63,670	611,662	5.9

参考＜令和8年2月28日現在＞

返納金（滞納繰越分）（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	39,107,831	6,342,548	0	32,765,283	16.2

（内訳１）生活保護法第63条適用

①生活保護法第63条の規定に基づく返還金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	10,435,726	2,483,201	0	7,952,525	23.8

②生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	1,167,090	188,208	0	978,882	16.1

（内訳２）生活保護法第78条の規定に基づく徴収金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	26,787,163	3,632,119	0	23,155,044	13.6

（内訳３）返還金及び徴収金以外の返納金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	717,852	39,020	0	678,832	5.4

岡南福第354号
令和8年8月3日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和8年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和８年４月実施分）

南区南福祉事務所

【指摘事項】

○収入事務について

令和８年２月２８日現在、滞納繰越分の収入未済額が、返納金において１億６，９９２万円余（収納率５．０％）認められました。

今後とも、債権管理条例，生活保護債権等事務処理要綱，生活保護法による返還金等に係る事務処理基準等に基づき債権管理を徹底し，これらの解消に格段の努力をしてください。

なお，現年度分についても，滞納繰越を生じないように要望します。

【改善措置状況】

１ 生活保護受給中の債務者への対応について

返還金等の発生を未然に防止するため、担当ケースワーカーは収入申告書を適正に徴取していくとともに、返還金等が発生した場合の返還義務について繰り返し説明を行います。

返納金は原則一括納付としていますが，すでに一部消費済等の理由で資力がなく一括納付困難な者には分割納付を促しており，収納率を下げの一因となっています。

南区南福祉事務所管内で生活保護受給中の滞納者には，担当ケースワーカーを通じて納付指導を一層強化していきます。

また生活保護廃止の債務者が市内他福祉事務所で保護受給に至った場合も，福祉事務所間の情報連携により納付指導の強化を図ってまいります。

２ 生活保護廃止の債務者への対応について

保護を廃止する際には，担当ケースワーカーは債務者に対し，返還金等の返還義務について納付指導を行い，一括納付が困難な場合は，債務承認及び分割納付誓約書で返還義務の認識を持つよう促しています。

また，他施策の申請のために当事務所に来所する機会を捉えて納付指導を行います。

生活保護廃止の債務者については，廃止後も低所得者が多く返済能力が乏しいため未収金解消に苦慮していますが，適宜催告書を送付し，反応がなければ再度催告書を送付しています。

今後も，催告書のみならず「債務承認及び分割納付誓約書」も積極的に送付し，収納率の向上及び不納欠損の減少に努めてまいります。

また，居所不明者については戸籍附票等で住所を確認していますが，催告書が不達の場合には，住所確認を毎年必ず実施するなど，適宜調査を行っています。

３ 今後の債権管理について

生活保護法第７７条の２及び第７８条の２の規定による生活保護費からの申出徴収を積極的に活用していくことが徴収率向上に最も効果的であることを所内で共通の認識としており，債務者への丁寧な制度説明を行う中で，分割納付誓約と申出徴収をセットと考えた納付指導を強化していきます。

経理担当者は、債権管理簿を作成し、納付書を定期的に送付することを継続していくとともに、債務者への催告手段の一つである現業員による納付指導も含めて、催告漏れがないよう適正に督促状・催告書を送付していきます。

また、返還金等があつて生活保護を廃止した者が、再度生活保護を受給していないかを今後も定期的に調査を行い、納付指導の強化を図っていきます。

4 生活保護・自立支援課との連携

年一回の生活保護法施行事務監査や、年度末に開催される生活保護債権等処遇検討委員会 の場を活用し、市内全福祉事務所での債権の未然防止を含めた適正な債権管理が一層進むよう、生活保護・自立支援課と今後も連携を密にしながら、適切な債権管理を実施してまいります。

参考＜令和8年3月31日現在＞

返納金（滞納繰越分）（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	178,770,863	9,365,853	1,678,232	167,726,778	5.2

（内訳１）生活保護法第63条適用

① 生活保護法第 63 条の規定に基づく返還金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	34,365,543	1,285,611	105,162	32,974,770	3.7

② 生活保護法第 77 条の 2 の規定に基づく徴収金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	31,825,555	3,433,559	667,950	27,724,046	10.8

（内訳２）生活保護法第78条の規定に基づく徴収金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	111,983,455	4,620,257	905,120	106,458,078	4.1

（内訳３）返還金及び徴収金以外の返納金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	596,310	26,426	0	569,884	4.4

参考＜令和8年1月31日現在＞

返納金（滞納繰越分）（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	178,770,863	8,850,485	0	169,920,378	5.0

（内訳１）生活保護法第63条適用

① 生活保護法第 63 条の規定に基づく返還金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	33,200,905	1,226,711	0	31,974,194	3.7

② 生活保護法第 77 条の 2 の規定に基づく徴収金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	32,990,193	3,300,591	0	29,689,602	10.0

（内訳２）生活保護法第78条の規定に基づく徴収金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	111,983,455	4,296,757	0	107,686,698	3.8

（内訳３）返還金及び徴収金以外の返納金（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	596,310	26,426	0	569,884	4.4